

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 平成30年8月6日(月)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪	内	義	成	
2番	村	田	正	己	
3番	山	本	喜	八	郎
4番	中	西	義	晴	
5番	吉	川	敏	彦	
6番	上	田	幸	子	
7番	田	中	壽	嗣	
8番	内	田	裕	夫	
9番	小	寺		均	
10番	西	村		裕	
11番	南		和	弘	
12番	松	村	敏	彦	
13番	林			勉	
14番	田	口	洋	輔	
15番	曾	束	竹	司	
16番	南		秀	和	
17番	内	田	孝	司	
18番	小	森	保	豊	
19番	茨	木		清	
20番	林		吉	一	

4. 会議録署名委員 3 番 山 本 喜 八 郎
 4 番 中 西 義 晴

5. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	梶 原 哲 郎
農業委員会事務局	田 口 雄 基
産業課	高 橋 華 寿 紀

6. 議 事

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 (3 条許可)

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する
 意見について (4 条許可)

議案第 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
 (納税猶予 (入口))

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定につい
 て (利用権設定)

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定につい
 て (所有権移転)

報告第 1 号 農地の使用貸借解約通知書について
 (使用貸借の合意解約)

7. 会議の経過

(事務局長)

それでは、ご案内しておりました時間になりましたので、平成30年第8回久御山町農業委員会定例総会を、始めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員が14名中14名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。

開催にあたりまして、田中会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- 農地法第3条の規定による許可申請について（3条許可）
2件
- 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について（4条許可）
1件
- 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
（納税猶予（入口））
1件
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について
（利用権設定）
2件
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について
（所有権移転）
2件
- 農地の使用貸借解約通知書について（使用貸借の合意解約）
1件

議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名をいたします。3番の山本委員、4番の中西委員。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

受付番号10について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議事に入ります前に、さる7月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

- 1 番 藪内委員
- 6 番 上田委員
- 7 番 田中会長
- 8 番 内田裕夫委員
- 18番 小森委員
- 19番 茨木委員

事務局2名と都市整備課1名により実施しております。

それでは、議案第1号受付番号10につきましてもは議案書1ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真1ページをご覧ください。

また、別添でお付けしております農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書1ページの方もご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●委員)

議案第1号受付番号10の案件につきましてもは、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われまます。よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号10の説明と報告が終わりました。この件について何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。3条許可でございます。それでは特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号10に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、受付番号11について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第1号受付番号11につきましては議案書2ページと3ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。3ページにつきましては、譲受人の状況でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真2ページをご覧ください。

こちらにつきましても、農地法第3条調書2ページの方をご覧くださいになり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは引き続きまして、現地調査の報告を●●委員、よろしくをお願いいたします。

(●●委員)

議案第1号受付番号11の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号11の説明と報告が終わりました。この件について何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。引き続き3条の許可の案件でございます。よろしゅうございますか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号11に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、4条許可を議題といたします。

受付番号1について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号1につきましては議案書4ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真3ページをご覧ください。

また、別添でお付けしております農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る意見書についてもあわせてご覧ください。こちら記載の通り、こちらの農地の区分は第3種農地に区分されるものと思われま

す。それでは会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題がないものと思われま

(会長)

議案第2号受付番号1の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問はございませんか。

4条の許可の案件でございます。露天駐車場でございます。よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号1に許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府の方に進達をいたします。

続きまして議案3号の方に移らせていただきます。議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、納税猶予の入口を議題といたします。

受付番号13につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号13につきましては議案書5ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真4ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いをいたします。

(●●●●委員)

議案第3号受付番号13の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第3号受付番号13の説明と報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問はございませんか。

納税猶予の入口の部分でございます。よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号13について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が相続人により適正に管理されており適格者として判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であることを証明をいたします。

続きまして議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

受付番号49につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号49につきましては議案書6ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真5ページと6ページをご覧ください。5ページにつきましては、●●●と●●●●。6ページが●●●●●●●でございます。

利用権の設定につきましては、本日2件ございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●委員)

議案第4号受付番号49の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題がないものと思われま

(会長)

議案第4号受付番号49の説明と報告が終わりました。この件について何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。利用権の設定でございます。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号49について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号50について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第4号受付番号50につきましては議案書7ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真7ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を続きまして小森委員、よろしく願いいたします。

(●●委員)

議案第4号受付番号50の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

ただ今、議案第4号受付番号50の説明と報告が終わりました。この件について何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号50について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これから審議をしていただく議案第5号受付番号7につきましては、●●委員に関する農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、所有権移転の事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づきまして議事参与の制限によりまして、退室のお願いをいたします。

(●●委員 午後1時44分 退席)

(会長)

それでは受付番号7について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第5号受付番号7につきましては議案書8ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。本案件につきましては、地主の方から京都府農業会議に所有権の移転がなされる案件でございます。また、今後の取得予定者につきましては、議案書右下備考欄にございます取得予定者になっておるところでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真8ページをご覧ください。

所有権の移転につきましては、本日2件ございま

(事務局)

す。農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。
会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●委員)

議案第5号受付番号7の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地につきましては、特に問題がないものと思われま

(会長)

議案第5号受付番号7の説明と報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号7の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●委員 午後1時46分 入室)

(会長)

はい、●●委員が着席をしていただいたところで、次の議案の審議に移りたいと思います。続きまして受付番号8について、事務局より説明願います。

(事務局)

議案第5号受付番号8につきましては議案書9ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。本案件につきましては、農業会議の方から、担い手である●●●●の方に所有権が移転され

(事務局)

る内容となっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 9 ページをご覧ください。

なお、農地の所有権につきましては、法人の場合でありますと農地所有適格法人でなければ取得できないこととなっております。この度現地調査の際に、「●●●●●●●●」が農地所有適格法人の要件を満たしているかの事前審査を併せて実施いただいております。

内容につきましては、別添でお付けしております農地所有適格法人調書の方をご覧ください。審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告及び農地所有適格法人に関する事前審査報告を併せて調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●●委員)

議案第 5 号受付番号 8 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題のないものと思われれます。

また、併せて、農地所有適格法人に係る事前調査の報告をさせていただきます。

●●●●●●●●につきまして、事前審査の結果、法人形態、事業内容、議決権、役員についてすべての要件を満たしており農地所有適格法人であることを報告いたします。

(会長)

それでは、議案第 5 号受付番号 8 の説明と報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号8の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これで、本日の審議につきましては全て終わりたいと思います。これより報告に入ります。

報告第1号受付番号2農地の使用貸借解約通知書について、使用貸借の合意解約を、事務局より説明願います。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号2につきまして議案書10ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真10ページをご覧ください。本案件につきましては今後、地主の方の農業用倉庫を建築されるというふうにかがっておるところでございます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号2の報告がありました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

後の利用につきましては、農小屋の建築というような報告がございました。よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、これで、本日も予定をいたしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

午後1時51分 終了